

# eあいち 豊橋市 電子申請・届出システム

## 1. HP のリンク先画面

あいち 豊橋市 電子申請・届出システム

[手続き申込](#) [申込内容照会](#) [駐去署名検証](#) [利用者登録](#) [ログイン](#)

**手続き申込**

手続き名 豊橋市自転車ヘルメット購入補助金

受付時期

利用者登録せずに申し込む方はこちら

[利用者登録される方はこちら](#)

既に利用者登録がお済みの方

利用者ID

パスワード

メールアドレスが変更した場合は  
ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

[パスワードを忘れた場合はこちら](#)

ログイン

利用者登録を以前にされた  
ことがない方はこちら

利用者登録を以前にされた  
ことがある方はこちら

「利用者登録が既にある」からログインされた方  
については、「6.確認メールの URL にアクセス  
後の画面」から始まります。

## 2. 「利用者登録せずに申し込む方」を押した後の画面

**手続き申込**

STEP 1 手続き検索 > STEP 2 手続き一覧 > **STEP 3 手続き内容** > STEP 4 メールアドレス入力 > STEP 5 確認メール送信完了 > STEP 6 申込 > STEP 7 申込確認 > STEP 8 申込完了

**手続き説明**

この手続きは連絡が取れるメールアドレスの入力が必須です。下記の内容を必ずお読みください。

手続き内容と利用規約をよくお読みください。

手続き名	豊橋市自転車ヘルメット購入補助金
説明	自転車用ヘルメット購入補助の利用の申請ができます。補助を受けられる対象者は、市内在住の市民の方です。購入したヘルメットを使用する方の名前で申請してください。
受付時期	3月22日00時00分～ 3月31日00時00分

問い合わせ先	豊橋市役所安全生活課
電話番号	0532-31-2350
FAX番号	0532-56-0123
Eメール	an.sanzokaisu@city.toyohashi.lg.jp

**<利用規約>**

あいち電子申請・届出システム利用規約

1 目的  
この規約は、あいち電子申請・届出システム（以下「本システム」という。）を利用して愛知県（協会、協行機関、公営企業管理者、病院事業管理者、県警察本部（警察署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関。）又は、愛知県内市町村（名古屋市を除く。）（以下「県内市町村」という。）にインターネットを通じて申請・届出を行うために必要な事項について定めたものです。

2 運営  
本システムは、愛知県及び県内市町村が共同設立したあいち電子自治体推進協議会（以下「協議会」という。）が運営します。

登録した情報は当サービス内でのみ利用するものであり、他への転用・開示は一切行いません。

この規約を御覧いただき、御同意のうえ、御申請ください。御同意いただけましたら、同意して進んでください。

受付期間：3月22日00時00分～ 3月31日00時00分です。受付期間の時間をすぎていると申請ができません。

一頁へ戻る **同意する**

手続き内容と利用規約を読み、同意する場合はこちらを押ししてください。

### 3. 「同意する」を押した後の画面

#### 手続き申込

##### メールアドレス入力



##### 豊橋市自転車ヘルメット購入補助金

連絡がとれるメールアドレスを入力してください。  
入力が完了いたしましたら、アドレスに申込画面のURLを記載したメールを送信しURLにアクセスし、残りの情報を入力して登録を完了させてください。  
また、迷惑メール対策等を行っている場合には、「city-toyohashi-aichi@s-kantou.jp」に変更してください。  
上記の対策を行っても、申込画面のURLを記載したメールが返信されて来ない場合は、申込を行ってください。  
なお、送信元のメールアドレスに返信しても問い合わせには対応できません。  
最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを拒否する設定になっている場合があります。その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

メールアドレスに間違いがないか、よくご確認ください。  
迷惑メール設定をされている方は解除をお願いします。  
入力後、「完了する」ボタンを押してください。

※印があるものは必須です。  
この手続きはPCのみに対応しています。

連絡先メールアドレス※

連絡先メールアドレス  
(確認用)※

説明へ戻る

完了する

### 4. 完了ボタンを押した後の画面

#### 手続き申込



##### メール送信完了

##### 豊橋市自転車ヘルメット購入補助金

メールを送信しました。  
受信したメールに記載されているURLにアクセスして、残りの情報を入力してください。  
申込画面に進めるのはメールを送信してから72時間以内です。  
この時間を過ぎた場合はメールアドレスの入力からやり直してください。

一覧へ戻る

## 5. 確認メールの URL にアクセス

愛知県豊橋市電子申請・届出システム

手続き名：

豊橋市自転車ヘルメット購入補助金8

の申込画面へのURLをお届けします。

◆パソコン、スマートフォンはこちらから  
[http://s-kantan.bizplat.asp.lgwan.jp/city-toyohashi-aichi-u/offer/completeSendMail\\_gotoOffer.action?completeSendMailForm.templateSeq=164278&num=0&t=1553248824229&user=anzenseikatsu@city.toyohashi.lg.jp&id=316d67515e85bdea01ad372](http://s-kantan.bizplat.asp.lgwan.jp/city-toyohashi-aichi-u/offer/completeSendMail_gotoOffer.action?completeSendMailForm.templateSeq=164278&num=0&t=1553248824229&user=anzenseikatsu@city.toyohashi.lg.jp&id=316d67515e85bdea01ad372)

上記のURLにアクセスして申込を行ってください。

問い合わせ先

豊橋市役所安全生活課

電話：0532-51-2550

FAX：0532-56-0123

メール：anzenseikatsu@city.toyohashi.lg.jp

このメールは自動配信メールです。

返信等されましても応答できませんのでご注意ください。

メールアドレス入力後、このようなメールがすぐに届きますので、こちらのURLを押してアクセスしてください。

## 6. 確認メールの URL にアクセス後の画面

### 手続き申込

手続き検索 > 手続き一覧 > 手続き内容 > メールアドレス入力 > 確認メール送信完了 > 申込 > 申込確認 > 申込完了

#### 申込

#### 豊橋市自転車ヘルメット購入補助金

問い合わせ先	豊橋市役所安全生活
電話番号	0532-51-2550
FAX番号	0532-56-0123
メールアドレス	anzenseikatsu@city.toyohashi.lg.jp

必要事項を入力後、「確認へ進む」を押してください。

「利用者登録が既にある」からログインされた方については、この画面から始まります。

※印があるものは必須です。

▲印は選択肢の結果によって入力条件が変わります。

申請者氏名 ※	申請者(ヘルメット使用者)の氏名を入力してください 氏： <input type="text"/> 名： <input type="text"/>
申請者氏名(フリガナ) ※	申請者(ヘルメット使用者)のフリガナを入力してください 氏： <input type="text"/> 名： <input type="text"/>
郵便番号 ※	郵便番号を入力してください(ハイフンは不要です) 入力例) 441-0000 → 4410000 <input type="text"/> <input type="button" value="住所検索"/>
住所 ※	住所を入力してください <input type="text"/>
電話番号 ※	連絡がつく電話番号を入力してください 入力例) 0123456789 → 012-345-6789 <input type="text"/>
生年月日 ※	申請者の生年月日を入力してください ▼ <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
所属する団・学校名 勤務先 (市外在住者必須)	申請者が所属する団・学校名 勤務先を入力してください <input type="text"/>
探親者氏名	申請者が高校生以下の場合探親者氏名を入力してください 氏： <input type="text"/> 名： <input type="text"/>
誓約 ※	

確認へ進む

※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。

申込データの一時保存

※一時保存した申込データを再度読み込みます。

一時保存した申込データの読み込み

## 7. 入力内容確認画面

手続き申込

手続き検索 STEP 1 > 手続き一覧 STEP 2 > 手続き内容 STEP 3 > メールアドレス入力 STEP 4 > 確認メール送信完了 STEP 5 > 申込 STEP 6 > 申込確認 STEP 7 > 申込完了 STEP 8

申込確認

豊橋市自転車ヘルメット購入補助金

申請者氏名	豊橋 太郎
申請者氏名(フリガナ)	トヨハシ タロウ
郵便番号	440-8501
住所	豊橋市今橋町1番地
電話番号	0532-51-2550
生年月日	平成7年7月7日
所属する園・学校名/勤務先(市外在住者必須)	豊橋市役所
保護者氏名	
誓約	同意する

入力内容をよく確認し、内容に間違いがなければ、「申込む」を押してください。

入力へ戻る 申込む

## 8. 申し込み後の画面

手続き申込

手続き検索 STEP 1 > 手続き一覧 STEP 2 > 手続き内容 STEP 3 > メールアドレス入力 STEP 4 > 確認メール送信完了 STEP 5 > 申込 STEP 6 > 申込確認 STEP 7 > 申込完了 STEP 8

申込完了

申し込みありがとうございます。

概ね3開庁日以内に、割引券を発行するためのメールをお送りします。

割引券送付メールが届くまで、ヘルメット購入はお待ちください。

上記の整理番号とパスワードを必ず控えてください。

割引券発行照会の際に必要となります。

下記の整理番号とパスワード  
メールアドレスが誤っていたり  
メールが届かない

この画面の整理番号とパスワードは大切に保管してください。

整理番号	174742502300
パスワード	174742502300

整理番号とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

一覧へ戻る

## 9. 割引券送付メール

自転車ヘルメット購入割引券送付【豊橋市安全生活課】

ヘルメット購入補助金申請の受理が完了しましたので割引券を送付しました。

下記URLのリンク先で以前送信した整理番号・パスワードを入力しログインしてください。添付のファイルの内容を確認し、誤りがなければ割引券を印刷してください。

印刷した割引券に署名し、事業協力店へ提出することで補助を受けた（割引された）金額で購入することができます。

印刷ができない場合は、ダウンロードした割引券を事業協力店で提示し、店頭で割引券に記入をすることで購入が可能です。

※署名は必須です。

※本人確認のため、購入時に申請者（ヘルメットをかぶる方）の身分証明書を提示していただきます。お様が申請者の場合、お子様の身分証明書の提示が必要です。

割引券ダウンロードはこちら

[https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyohashi-aichi-u/inquiry/inquiry\\_initDisplay.action](https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyohashi-aichi-u/inquiry/inquiry_initDisplay.action)

事業協力店一覧はこちら

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/26016.htm>

※ヘルメット購入時の注意点※

購入割引は一人様1回までです。

補助額はヘルメット購入費用の2分の1です。（上限は2,000円）

補助金額に10円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます。

補助対象となるのは、市内在住の方のみです。

一度補助を受けたら再度補助を受けることができません。再度申請し、補助金の交付を受けた場合は、申請を取消し補助金を返還していただきます。

問い合わせ先

豊橋市役所安全生活課

電話：0532-51-2550

FAX：0532-56-0123

メール：[anzenseikatsu@city.toyohashi.lg.jp](mailto:anzenseikatsu@city.toyohashi.lg.jp)

このメールは自動配信メールです。

返信等されましても応答できませんのでご注意ください。

概ね3開庁日以内にこのような割引券URLが添付されたメールが届きますので、URLを押して割引券をダウンロードしてください。

## 10. 割引券ダウンロード URL アクセス後の画面

### 申込内容照会

#### 申込照会

ここに「8.申し込み後の画面」に記載のあった整理番号とパスワードを入力し「照会する」を押してください。

整理番号

パスワード

整理番号は半角数字、パスワードは半角英数字(英字:大文字・小文字)で入力して下さい。  
前後にスペースが入ると正しく認識されず、照会できませんのでご注意ください。

照会する

## 11. 割引券ダウンロード URL アクセス後の画面

### 申込内容照会

#### 申込詳細

手続き名 豊橋市自転車ヘルメット購入補助金

整理番号 174742502300

処理状況 処理中(返信済)

処理履歴  
3月22日 23時10分 返信ファイルアップロード  
3月22日 19時41分 メール送信  
3月22日 19時35分 自動受理  
3月22日 19時35分 申込

返信添付ファイル1 [ヘルメット0322\\_174742502300.pdf](#)

※添付ファイルは一度パソコンに保存して必ず開いて確認してください。

返信添付ファイル1にあるURLを押して、割引券をダウンロードしてください。

#### 伝達事項

日時	内容
----	----

#### 申込内容

申込内容印刷

申請者氏名	豊橋 太郎
申請者氏名(フリガナ)	トヨハシ タロウ
郵便番号	440-8501
住所	豊橋市今橋町1番地
電話番号	0532-51-2550
生年月日	平成7年7月7日
所属する園・学校名/勤務先 (市外在住者必須)	豊橋市役所
保護者氏名	
誓約	同意する

※確認後、必ずブラウザを閉じてください。

申込照会へ戻る

再申込する

## 12. 割引券の画面

### 令和6年度豊橋市自転車ヘルメット 購入割引券兼誓約書

予算の上限に達するなどにより、年度途中であっても使用できなくなる場合がありますので、お早めにご使用ください。

豊橋市長 様

申請に当たり、次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- 一 2019年度以降に同補助金の適用を受けていないこと（他の自治体で、愛知県との協調によるヘルメット購入補助金の適用を受けていないことを含む。）
- 二 愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。
- 三 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- 四 購入するヘルメットは新品であること。
- 五 自転車乗車用ヘルメット購入後に発生した事故等について、愛知県及び豊橋市が一切の責任を負わないことについて了承すること。
- 六 申請内容に虚偽があった場合は、豊橋市に対して補助金を返還すること。
- 七 事業協力店及び愛知県自転車モーター商協同組合豊橋・田原支部（以下「事業協力店等」という。）が自転車ヘルメット購入補助金の交付申請、請求及び受領のため、事業協力店等を通じて、以下の情報を豊橋市へ提供することについて了承すること。
- 八 「豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例」の目的に合致する施策推進に必要な調査等のため、以下の情報を豊橋市が利用することについて了承すること。

<b>署名欄</b> (購入するヘルメットを被る人) 保護者署名		購入時に、本券と本人確認書類 (購入するヘルメットを被る人 のもの)が必要になります。	
(※保護者署名欄は購入者が高校生以下の場のみ記名)			
購入者 (購入するヘルメットを被る人) (フリガナ)		住所	電話番号
○○○○○○		豊橋市 ○○○○○○	○○○○○○
所属する園・学校名/勤務先		生年月日	個別番号
○○○○○○		○○○○○○	○○○○○○
(事業協力店等記入欄)			
金額記入欄		メーカー・商品番号	SG ・ JCF ・ CE (EN1078に限る) GS ・ CPSC
販売額 (A)	円	安全マーク ※自転車用であること	
補助額 (B)	円	確認証明書	マイナンバーカード ・ 運転免許証 ・ 健康保険証
購入額 (A-B)	円		学生証 ・ その他 ( )
(注意事項) ※購入割引はお一人様1回までです。 ※補助額はヘルメット購入額の2分の1です(上限は2,000円)。 ※補助対象となるのは、在住の方のみです(1人につき1個まで)。 ※補助金額に10円未満の端数が生じた場合は切捨て処理をしてください。 ※この補助事業で提供された個人情報については、豊橋市個人情報保護条例に基づき、豊橋市及び事業協力店において適正に管理し、「豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例」の目的に合致する施策以外に使用することはありません。		(販売店印)	
		購入日:            月            日	
キリトリ線			
令和6年度豊橋市自転車ヘルメット 購入割引券兼誓約書 (購入者控え)			
事業協力店及び愛知県自転車モーター商協同組合豊橋・田原支部より、		(販売店印)	
購入割引券兼誓約書に記載されていることをよくお読みいただき、署名を忘れないようにお願いします。		(B)	
高校生以下の場合、 <u>購入者と保護者の署名が必要となります。</u>		署名したこの購入割引券兼誓約書を事業協力店にお持ちいただき、補助対象ヘルメットの購入時にお渡しください。	